

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年8月28日

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 修平

【本店の所在の場所】 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【電話番号】 03-6711-9200

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 スパークス・日本株L&Sファンド（野村SMA・EW向け）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、2026年2月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するとともに、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新・訂正後＞に記載している内容は原届出書の更新・訂正後の内容を示し、＜更新・追加後＞に記載している内容は原届出書の末尾に更新・追加後の内容を示しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

①～②（略）

③ 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ロング・ショート型）」に分類されます。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

＜商品分類表＞

（略）

＜商品分類定義＞

（略）

＜属性区分表＞

（略）

＜属性区分定義＞

（略）

※上記の記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

ファンドの目的

（略）

ファンドの特色

（略）

■株式ロング・ショート投資戦略とは■

（略）

■投資先企業の選定プロセス■

（略）

出所：スパークス・アセット・マネジメント（2025年12月末日現在）

（略）

■スパークス・アセット・マネジメント株式会社について■

（略）

<訂正後>

①～②（略）

③ 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類方法において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ロング・ショート型）」に分類されます。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

<商品分類表>

（略）

<商品分類定義>

（略）

<属性区分表>

（略）

<属性区分定義>

（略）

※上記の記載は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

ファンドの目的

（略）

ファンドの特色

（略）

■株式ロング・ショート投資戦略とは■

（略）

■投資先企業の選定プロセス■

（略）

出所：スパークス・アセット・マネジメント（2026年6月末日現在）

（略）

■スパークス・アセット・マネジメント株式会社について■

（略）

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

① (略)

② 委託会社の概況

a. 資本金 25億円 (2025年12月末日現在)

b. (略)

c. 大株主の状況 (2025年12月末日現在)

(略)

<訂正後>

(略)

① (略)

② 委託会社の概況

a. 資本金 25億円 (2026年6月末日現在)

b. (略)

c. 大株主の状況 (2026年6月末日現在)

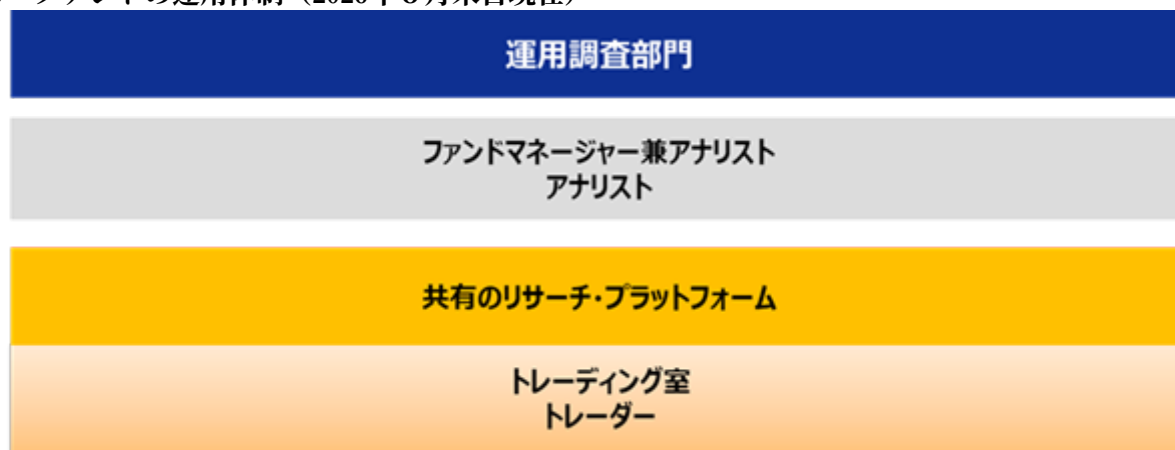
(略)

2【投資方針】**(3)【運用体制】**

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

① ファンドの運用体制 (2026年6月末日現在)



当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えております。調査結果及びその分析と評価等は、運用調査に携わるファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取り組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

当ファンドは、担当ファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。

② 意思決定プロセス

a. ファンド・マネージャーは、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款

等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。

b. 投資政策委員会は、当社取締役会で指名された者が主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。

c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理」に関する規程及び「投資政策委員会」に関する規程に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

③ 議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、行使ガイドラインと運営プロセスは社内で規則化されており、議決権の適切な行使に務めております。

④ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

※上記の（3）運用体制は、今後変更となる場合があります。

（5）【投資制限】

<訂正前>

<信託約款で定める投資制限>

①～⑩（略）

⑪ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。

⑫ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<法令で定める投資制限>

a.～b.（略）

c. 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ

委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

上記を管理する方法として、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限」において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことといたします。

（参考）親投資信託：スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド

1. （略）

2. 運用方法

（1）～（2）（略）

（3）投資制限

①～⑩（略）

⑪ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。

⑫ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

<信託約款で定める投資制限>

①～⑩（略）

⑪ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人資産運用業協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。

⑫ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<法令で定める投資制限>

a.～b.（略）

c. 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ

委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

上記を管理する方法として、一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限」において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことといたします。

（参考）親投資信託：スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド

1. （略）

2. 運用方法

（1）～（2）（略）

（3）投資制限

①～⑩（略）

⑪ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人資産運用業協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。

⑫ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3投資リスク」のうち、＜リスクの管理体制＞以降については、以下のとおり、更新・訂正されます。

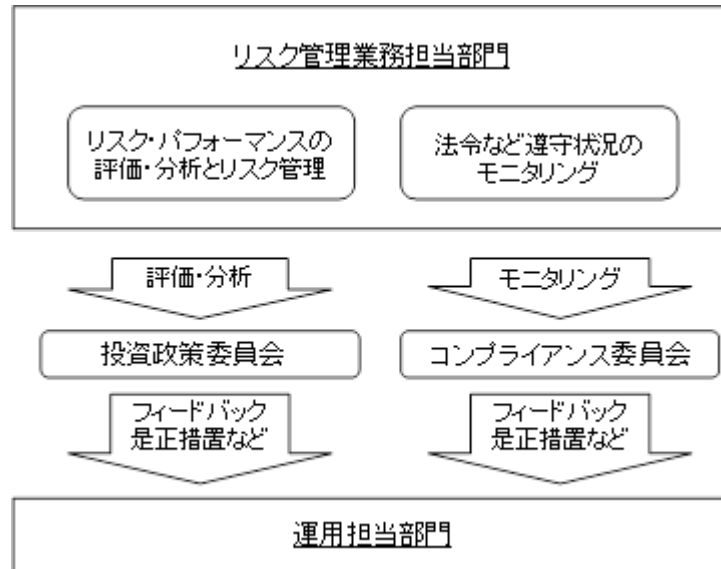
＜更新・訂正後＞

＜リスクの管理体制＞

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



※上記のリスク管理体制は2026年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■ 参考情報 ■

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2021年7月～2026年6月)

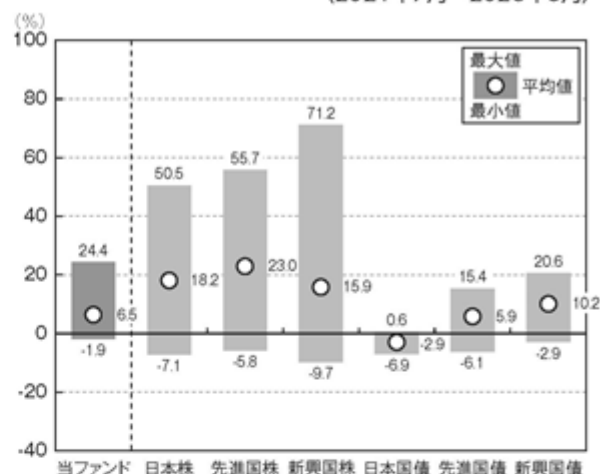


※上記グラフは、分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※当ファンドは2023年11月6日に設定しているため、年間騰落率は2024年11月以降の騰落率を表示しています。また、分配金再投資基準価額については2023年11月末より表示しています。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年7月～2026年6月)



※当ファンドは2023年11月6日に設定しているため2024年11月～2026年6月の期間、他の代表的な資産クラスは、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。

当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXは、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、JPXはTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」といいます。)が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、NFRCおよびその許諾者に帰属します。NFRCは、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

① 個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

2037年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、2037年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(略)

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について2037年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。2038年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

②～③ (略)

(新設)

<ご参考>

(略)

(表 略)

※ (略)

※上記は、2025年12月末日現在のものです。

※ (略)

※ (略)

(参考情報) ファンドの総経費率

(略)

<訂正後>

(略)

① 個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について2026年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%ならびに地方税5%）となります。2027年1月1日以降、2047年12月31日までは20.315%（所得税ならびに復興特別所得税および防衛特別所得税15.315%ならびに地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、2026年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%ならびに地方税5%）となります。2027年1月1日以降、2047年12月31日までは20.315%（所得税ならびに復興特別所得税および防衛特別所得税15.315%ならびに地方税5%）となる予定です。

（略）

2）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について2026年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。2027年1月1日以降、2047年12月31日までは15.315%（所得税ならびに復興特別所得税および防衛特別所得税15.315%）となる予定です。

②～③（略）

※上記は2026年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

<ご参考>

（略）

（表 略）

※（略）

※上記は、2026年6月末日現在のものです。

※（略）

※（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

（略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は2026年6月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,010,246,774	99.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,070,306	0.89
合計(純資産総額)		2,028,317,080	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価 (円) 下段：評価単 価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信 託受益証 券	スパークス・ミ ディウム・レバ レッジドL&Sマザー ファンド	—	513,669,803	3.1480 3.9135	1,617,047,752 2,010,246,774	99.11

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／ 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	—	99.11
合計			99.11

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンドの投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	37,158,277,430	78.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,254,723,390	21.63
合計(純資産総額)		47,413,000,820	100.00

(注) 信用取引により売り建てている株式(日本)の時価合計は12,126,854,450円、投資比率は25.58%です。株価指数先物取引の売建てを行っており、時価合計は11,220,460,000円、投資比率は23.67%です。株価指数オプション(プット)の買建てを行っており、時価合計は142,800,000円、投資比率は0.30%です。

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	38,800	20,372.75 89,680.00	790,462,700 3,479,584,000	7.34
2	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	343,200	4,138.87 6,238.00	1,420,461,546 2,140,881,600	4.52
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	663,300	3,008.76 3,207.00	1,995,713,393 2,127,203,100	4.49
4	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	413,300	4,334.39 4,807.00	1,791,407,418 1,986,733,100	4.19
5	日本	株式	村田製作所	電気機器	141,500	3,403.82 11,395.00	481,640,530 1,612,392,500	3.40
6	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	264,500	5,596.08 5,963.00	1,480,165,535 1,577,213,500	3.33
7	日本	株式	ディスコ	機械	18,900	74,635.27 81,260.00	1,410,606,646 1,535,814,000	3.24
8	日本	株式	清水建設	建設業	598,400	3,139.99 2,549.50	1,878,970,086 1,525,620,800	3.22
9	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	19,500	59,107.48 77,150.00	1,152,595,865 1,504,425,000	3.17
10	日本	株式	三菱地所	不動産業	358,100	4,885.44 4,145.00	1,749,476,905 1,484,324,500	3.13
11	日本	株式	日本発條	金属製品	378,400	2,914.37 3,885.00	1,102,798,839 1,470,084,000	3.10
12	日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	19,800	51,862.24 70,800.00	1,026,872,352 1,401,840,000	2.96
13	日本	株式	安川電機	電気機器	195,700	5,340.39 7,027.00	1,045,115,360 1,375,183,900	2.90
14	日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	135,000	5,719.35 8,611.00	772,112,250 1,162,485,000	2.45

15	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	318,400	3,524.96 3,280.00	1,122,349,207 1,044,352,000	2.20
16	日本	株式	東京建物	不動産業	281,600	4,102.47 3,296.00	1,155,257,707 928,153,600	1.96
17	日本	株式	S B I ホールディングス	証券、商品 先物取引業	351,400	3,515.93 2,639.00	1,235,500,783 927,344,600	1.96
18	日本	株式	DMG森精機	機械	264,800	3,192.52 3,478.00	845,379,988 920,974,400	1.94
19	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	666,200	1,523.96 1,064.50	1,015,263,970 709,169,900	1.50
20	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	99,600	6,067.13 6,346.00	604,286,936 632,061,600	1.33
21	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	52,800	9,105.49 11,330.00	480,770,064 598,224,000	1.26
22	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	203,900	3,182.54 2,922.50	648,920,016 595,897,750	1.26
23	日本	株式	ギフトホールディングス	小売業	141,700	3,901.56 4,200.00	552,852,121 595,140,000	1.26
24	日本	株式	サスメド	情報・通信業	651,200	1,013.49 867.00	659,988,682 564,590,400	1.19
25	日本	株式	日本マイクロニクス	電気機器	33,300	10,335.96 16,640.00	344,187,468 554,112,000	1.17
26	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	102,100	6,616.77 5,420.00	675,572,240 553,382,000	1.17
27	日本	株式	第一三共	医薬品	210,800	2,933.39 2,608.50	618,358,711 549,871,800	1.16
28	日本	株式	大阪ソーダ	化学	282,600	2,283.14 1,884.00	645,216,097 532,418,400	1.12
29	日本	株式	プラスアルファ・コンサルティング	情報・通信業	156,800	2,126.14 2,673.00	333,380,229 419,126,400	0.88
30	日本	株式	住友大阪セメント	ガラス・土石製品	53,500	6,070.49 6,071.00	324,771,442 324,798,500	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／ 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	20.81
		ガラス・土石製品	6.09
		銀行業	5.82
		情報・通信業	5.81
		不動産業	5.63
		機械	5.59
		非鉄金属	4.52
		保険業	4.19
		建設業	3.22
		小売業	3.16
		金属製品	3.10
		サービス業	2.70
		医薬品	2.66
		証券、商品先物取引業	1.96
		化学	1.56
		輸送用機器	1.26
		繊維製品	0.31
		合計	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	国/ 地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	上段：簿価金額 (円) 下段：時価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	日経２２５先物〔限月：2026年9月〕	売建	80	5,253,491,600 5,615,200,000	11.84
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物〔限月：2026年9月〕	売建	102	3,983,408,040 4,083,060,000	8.61
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証グロース市場２５０指数先物〔限月：2026年9月〕	売建	2,150	1,524,045,500 1,522,200,000	3.21
株価指数オプション (プット)	日本	大阪取引所	日経２２５オプション〔限月：2026年8月〕行使価格：62,000	買建	100	81,575,000 99,000,000	0.21
株価指数オプション (プット)	日本	大阪取引所	日経２２５オプション〔限月：2026年8月〕行使価格：60,000	買建	60	46,556,000 43,800,000	0.09

（注）先物取引については、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。オプションの簿価金額及び時価金額は、プレミアムの金額を表示しており、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2023年12月6日)	1,078,205	1,078,205	1.0082	1.0082
2期	(2024年12月6日)	914,222,903	914,222,903	1.0403	1.0403
3期	(2025年12月8日)	1,928,863,157	1,928,863,157	1.0957	1.0957
	2025年6月末日	1,411,644,906	—	1.0627	—
	2025年7月末日	1,474,956,345	—	1.0751	—
	2025年8月末日	1,457,759,119	—	1.0657	—
	2025年9月末日	1,509,465,395	—	1.0721	—
	2025年10月末日	1,609,638,651	—	1.0746	—
	2025年11月末日	1,906,379,660	—	1.0940	—
	2025年12月末日	1,928,015,312	—	1.0846	—
	2026年1月末日	1,913,861,051	—	1.1123	—
	2026年2月末日	1,844,861,955	—	1.1647	—
	2026年3月末日	1,664,591,621	—	1.0985	—
	2026年4月末日	1,828,356,537	—	1.1890	—
	2026年5月末日	1,870,397,774	—	1.2620	—
	2026年6月末日	2,028,317,080	—	1.3221	—

② 【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2023年11月6日	至 2023年12月6日	0.0000
2期	自 2023年12月7日	至 2024年12月6日	0.0000
3期	自 2024年12月7日	至 2025年12月8日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	計算期間		前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2023年11月6日	至 2023年12月6日	1.0000	1.0082	0.82
2期	自 2023年12月7日	至 2024年12月6日	1.0082	1.0403	3.18
3期	自 2024年12月7日	至 2025年12月8日	1.0403	1.0957	5.33
4期 (中間期)	自 2025年12月9日	至 2026年6月8日	1.0957	1.2581	14.82

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間		設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2023年11月6日	至 2023年12月6日	1,069,435	0

2期	自 2023年12月7日	至 2024年12月6日	937,241,036	59,502,725
3期	自 2024年12月7日	至 2025年12月8日	1,080,734,901	199,083,703
4期 (中間期)	自 2025年12月9日	至 2026年6月8日	227,654,073	504,854,692

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

[次へ](#)

(参考情報)

3. 運用実績

(2026年6月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬および実績報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	13,221円
純資産総額	20.3億円

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
マザーファンド	99.1%
キャッシュ等	0.9%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

下記はマザーファンド(スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド)の状況です。

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

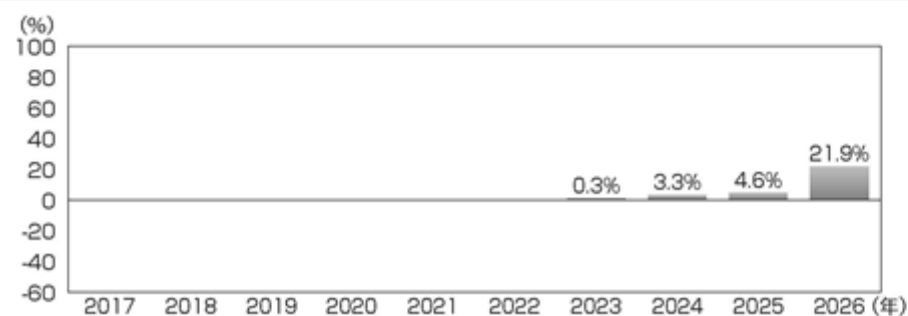
■ 組入上位10銘柄(ロング)

	銘柄名	業種	比率
1	キオクシアホールディングス	電気機器	7.3%
2	フジクラ	非鉄金属	4.5%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.5%
4	T&Dホールディングス	保険業	4.2%
5	村田製作所	電気機器	3.4%
6	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.3%
7	ディスコ	機械	3.2%
8	清水建設	建設業	3.2%
9	東京エレクトロン	電気機器	3.2%
10	三菱地所	不動産業	3.1%

■ ロング・ショート比率

	比率
ロング	78.4%
ショート	49.5%

年間収益率の推移



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

※2023年は設定日(2023年11月6日)から年末までの収益率、2026年は1月1日から6月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価または一部償却原価法により評価（注）して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（略）

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価または一部償却原価法により評価（注）して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の内容が更新・追加されます。

<更新・追加後>

中間財務諸表

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第4期中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく中間監査を受けております。

中間財務諸表

スパークス・日本株L&Sファンド（野村SMA・EW向け）

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期計算期間末 (2025年12月8日現在)	第4期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,146,162	110,698,412
親投資信託受益証券	1,901,243,989	1,838,689,378
未収入金	7,951,410	—
未収利息	461	1,819
流動資産合計	1,957,342,022	1,949,389,609
資産合計	1,957,342,022	1,949,389,609
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,951,410	—
未払受託者報酬	258,543	303,392
未払委託者報酬	19,613,070	82,330,317
その他未払費用	655,842	611,863
流動負債合計	28,478,865	83,245,572
負債合計	28,478,865	83,245,572
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,760,458,944	※1 1,483,258,325
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	168,404,213	382,885,712
（分配準備積立金）	98,876,182	72,680,468
元本等合計	1,928,863,157	1,866,144,037
純資産合計	1,928,863,157	1,866,144,037
負債純資産合計	1,957,342,022	1,949,389,609

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年12月7日 至 2025年6月6日	第4期中間計算期間 自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
営業収益		
受取利息	6,003	81,063
有価証券売買等損益	47,316,451	336,775,488
営業収益合計	47,322,454	336,856,551
営業費用		
受託者報酬	187,621	303,392
委託者報酬	11,464,943	82,330,317
その他費用	527,828	611,863
営業費用合計	12,180,392	83,245,572
営業利益又は営業損失（△）	35,142,062	253,610,979
経常利益又は経常損失（△）	35,142,062	253,610,979
中間純利益又は中間純損失（△）	35,142,062	253,610,979
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△1,432,645	24,636,543
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,415,157	168,404,213
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,230,192	33,997,693
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,230,192	33,997,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,614,148	48,490,630
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,614,148	48,490,630
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	79,605,908	382,885,712

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期中間計算期間 自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドは、原則として毎年12月6日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日であるため、当中間計算期間を2025年12月9日から2026年6月8日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第3期計算期間末 (2025年12月8日現在)	第4期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
※1 中間計算期間末日における受益権の総数	1,760,458,944口	1,483,258,325口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0957円 (10,957円)	1.2581円 (12,581円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間 自 2024年12月7日 至 2025年6月6日	第4期中間計算期間 自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期中間計算期間 自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	①有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記①以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	第3期計算期間 自 2024年12月7日 至 2025年12月8日	第4期中間計算期間 自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
期首元本額	878,807,746円	1,760,458,944円
期中追加設定元本額	1,080,734,901円	227,654,073円
期中一部解約元本額	199,083,703円	504,854,692円

2. デリバティブ取引関係

第3期計算期間 自 2024年12月7日 至 2025年12月8日	第4期中間計算期間 自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(2025年12月8日現在)	(2026年6月8日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		5,490,667,638	2,235,722,923
株式	※2	40,619,791,490	32,380,403,560
プット・オプション（買）		105,400,000	182,450,000
派生商品評価勘定		193,022,180	7,905,620
未収入金		314,371,583	1,752,425,346
信用取引預け金		10,478,459,696	11,360,024,342
未収配当金		70,392,800	212,522,050
未収利息		52,650	36,751
その他未収収益		4,641,985	8,002,860
差入保証金		4,335,000,000	5,106,000,000
差入委託証拠金		1,562,722,096	1,950,667,994
流動資産合計		63,174,522,118	55,196,161,446
資産合計		63,174,522,118	55,196,161,446
負債の部			
流動負債			
信用売証券		10,221,637,380	10,401,044,010
派生商品評価勘定		1,268,787,480	1,013,209,060
未払金		167,371,079	86,164,271
未払解約金		7,951,410	—
その他未払費用		81,875,440	117,404,933
流動負債合計		11,747,622,789	11,617,822,274
負債合計		11,747,622,789	11,617,822,274
純資産の部			
元本等			
元本	※1	16,663,441,171	11,766,376,262
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		34,763,458,158	31,811,962,910
元本等合計		51,426,899,329	43,578,339,172
純資産合計		51,426,899,329	43,578,339,172
負債純資産合計		63,174,522,118	55,196,161,446

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 2025年12月9日 至 2026年6月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)「信用売証券」 個別法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する最終相場によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)「派生商品評価勘定」 先物取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2)「プット・オプション（買）」 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。 (3)「派生商品取引等損益」 約定日基準で計上しております。

区 分	(2025年12月8日現在)	(2026年6月8日現在)
※1. 期首	2024年12月7日	2025年12月9日
期首元本額	18,208,029,105 円	16,663,441,171 円
期首より計算期間末日までの追加設定 元本額	2,792,132,706 円	2,842,304,780 円
期首より計算期間末日までの一部解約 元本額	4,336,720,640 円	7,739,369,689 円
計算期間末日における元本の内訳※		
スパークス・ファンド・双剣 適格 機関投資家限定	8,794,903,902 円	6,826,112,037 円
スパークス・日本株ファンド・双剣 W（適格機関投資家専用）	2,806,802,772 円	1,507,713,117 円
スパークス・ファンド・双剣 2020- 09（適格機関投資家限定）	383,789,507 円	367,344,994 円
スパークス・ファンド・双剣 2021- 03（適格機関投資家限定）	921,980,176 円	882,415,978 円
スパークス・日本株・双剣ファンドF （適格機関投資家専用）	1,192,132,353 円	822,495,553 円
スパークス・ファンド・双剣 2023- 04（適格機関投資家限定）	901,012,048 円	516,818,272 円
スパークス・ファンド・双剣 2023- 06（適格機関投資家限定）	1,046,773,498 円	347,016,278 円
スパークス・日本株L&Sファンド （野村SMA・EW向け）	616,046,915 円	496,460,033 円
(合計)	16,663,441,171 円	11,766,376,262 円
※2. 差入保証金代用有価証券	信用取引に係る差入保証金 代用有価証券として以下の 通り差入を行っています。 株式 2,717,380,000 円	信用取引に係る差入保証金 代用有価証券として以下の 通り差入を行っています。 株式 3,561,050,000 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	16,663,441,171 口	11,766,376,262 口
4. 1口当たり純資産額	3.0862 円	3.7036 円
(1万口当たり純資産額)	(30,862 円)	(37,036 円)

28/59

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(2026年6月30日現在)

I 資産総額	2,037,713,989 円
II 負債総額	9,396,909 円
III 純資産総額(I - II)	2,028,317,080 円
IV 発行済口数	1,534,140,192 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.3221 円

(参考) スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド

純資産額計算書

(2026年6月30日現在)

I 資産総額	60,724,511,630 円
II 負債総額	13,311,510,810 円
III 純資産総額(I - II)	47,413,000,820 円
IV 発行済口数	12,115,280,403 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.9135 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

- (1) 資本金の額（2025年12月末日現在）
（略）
- (2) 委託会社の機構（2025年12月末日現在）
①～②（略）

<訂正後>

- (1) 資本金の額（2026年6月末日現在）
（略）
- (2) 委託会社の機構（2026年6月末日現在）
①～②（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行います。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は2026年6月30日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	42	812,194
単位型株式投資信託	4	8,126
合計	46	820,320

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

加入協会／日本証券業協会

一般社団法人資産運用業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

原届出書 「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」については、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	10,747	14,260
預託金	200	200
未収委託者報酬	1,571	1,690
未収投資顧問料	※3 1,826	※3 2,047
前払費用	215	200
未収収益	0	0
未収入金	※3 6	※3 14
流動資産合計	14,568	18,414
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 527	※2 479
工具、器具及び備品	※2 140	※2 97
リース資産	※2 2	※2 0
建設仮勘定	0	—
有形固定資産合計	670	577
無形固定資産		
ソフトウェア	1	1
無形固定資産合計	1	1
投資その他の資産		
投資有価証券	71	64
差入保証金	81	81
長期前払費用	67	112
繰延税金資産	337	408
投資その他の資産合計	558	666
固定資産合計	1,230	1,245
資産合計	15,798	19,660

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	22	1,083
未払手数料	372	358
その他未払金 ※ 3	1,490	1,696
未払法人税等	1,109	1,818
未払消費税等	140	271
前受収益	5	5
リース債務	1	0
株式給付引当金	86	37
長期インセンティブ引当金	1	0
その他	3	3
流動負債合計	3,236	5,275
固定負債		
リース債務	0	—
株式給付引当金	162	161
長期インセンティブ引当金	1	1
役員株式給付引当金	—	1
資産除去債務	203	204
固定負債合計	367	368
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金 ※ 1	0	0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	3,603	5,644
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	597	597
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,048	10,870
利益剰余金合計	9,646	11,468
株主資本合計	12,193	14,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
純資産合計	12,195	14,015
負債純資産合計	15,798	19,660

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,168	10,917
投資顧問料収入	※ 7,181	※ 7,076
受入手数料	6	2
その他営業収益	8	8
営業収益計	16,364	18,005
営業費用		
支払手数料	3,527	3,776
広告宣伝費	125	132
調査費	326	327
委託計算費	17	17
営業雑経費		
通信費	27	27
印刷費	7	9
協会費	13	13
諸会費	21	22
その他	3	3
営業費用計	4,069	4,331
一般管理費		
給料	2,173	2,393
役員報酬	48	42
給料・手当	1,252	1,294
賞与	872	1,056
株式給付引当金繰入額	47	36
長期インセンティブ引当金繰入額	△0	1
役員株式給付引当金繰入額	—	1
旅費交通費	215	224
事務委託費	※ 864	※ 748
業務委託費	543	564
不動産賃借料	314	314
租税公課	143	170
固定資産減価償却費	130	214
利息費用	0	1
交際費	16	18
諸経費	199	181
一般管理費計	4,649	4,868
営業利益	7,646	8,805
営業外収益		
受取利息	8	17
受取賃貸料	10	16
為替差益	—	51
雑収入	3	0
営業外収益計	22	86
営業外費用		
為替差損	18	—
投資事業組合運用損	2	6
投資有価証券売却損	—	1
固定資産除却損	2	0
雑損失	3	0
営業外費用計	26	9
経常利益	7,642	8,882

特別損失

金融商品取引責任準備金繰入額

0 0

特別損失計

0 0

税引前当期純利益

7,642 8,882

法人税、住民税及び事業税

2,165 2,830

法人税等調整額

66 △69

法人税等合計

2,232 2,760

当期純利益

5,409 6,122

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	7,438	8,036
当期変動額							
剰余金の配当						△3,800	△3,800
当期純利益						5,409	5,409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,609	1,609
当期末残高	2,500	27	19	47	597	9,048	9,646

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,583	0	0	10,584
当期変動額				
剰余金の配当	△3,800	—	—	△3,800
当期純利益	5,409	—	—	5,409
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		1	1	1
当期変動額合計	1,609	1	1	1,610
当期末残高	12,193	1	1	12,195

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	9,048	9,646
当期変動額							
剰余金の配当						△4,300	△4,300
当期純利益						6,122	6,122
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,822	1,822
当期末残高	2,500	27	19	47	597	10,870	11,468

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	12,193	1	1	12,195
当期変動額				
剰余金の配当	△4,300	—	—	△4,300
当期純利益	6,122	—	—	6,122
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		△1	△1	△1
当期変動額合計	1,822	△1	△1	1,820
当期末残高	14,015	0	0	14,015

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

② 長期インセンティブ引当金

海外子会社への出向者に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく親会社役員への当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を残高報酬及び成功報酬と認識しております。

① 残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 成功報酬（上場株式運用）

成功報酬（上場株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

③ 成功報酬（プライベート・エクイティ）

成功報酬（プライベート・エクイティ）は、当社が運用するプライベート・エクイティファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、出資履行金額を分配累計額が超過する各段階ごとに、一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 後発事象に関する会計基準等

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(追加情報に関する注記)

(株式付与E S O P信託)

当社親会社（スパークス・グループ株式会社）は、グループ従業員（当社、当社親会社及び当社兄弟会社3社（スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社及びスパークス・インベストメント株式会社（注）。）の従業員）に対し、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与E S O P信託」を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成27年3月26日）の指針に従って会計処理を行っております。

（注）スパークス・A I & テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年4月1日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

(役員向け株式交付信託)

当社親会社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く、以下、「取締役」という。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

制度の概要

本制度は、当社親会社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社親会社株式を取得し、当社親会社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社親会社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社親会社株式の交付は、2023年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの9事業年度の間に在任する取締役に對して行います。なお、取締役が当社親会社株式の交付を受ける時期は、原則としてポイント付与の3年後です。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社グループの業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
※ 1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の5	※ 1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の5
※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額	※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 411百万円	建物 503百万円
工具、器具及び備品 443百万円	工具、器具及び備品 461百万円
リース資産 6百万円	リース資産 8百万円
※ 3. 関係会社に対する資産及び負債	※ 3. 関係会社に対する資産及び負債
未収投資顧問料 358百万円	未収投資顧問料 237百万円
未収入金 ー百万円	未収入金 0百万円
その他未払金 147百万円	その他未払金 193百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
※ 関係会社に対する取引の主なもの	※ 関係会社に対する取引の主なもの
投資顧問料 2,186百万円	投資顧問料 1,456百万円
事務委託費 526百万円	事務委託費 541百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,000	ー	ー	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,800	76,000	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	4,300	利益剰余金	86,000	2025年3月31日	2025年6月23日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	50,000	—	—	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	4,300	86,000	2025年3月31日	2025年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2026年6月19日 定時株主総会	普通株式	5,400	利益剰余金	108,000	2026年3月31日	2026年6月22日

（リース取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金は注記を省略しており、預金、預託金、未収委託者報酬、未収投資顧問料、未収入金、未収収益、預り金、未払手数料、その他未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は当事業年度64百万円、前事業年度71百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	121	122
未払事業税	61	90
未確定債務否認	275	324
株式給付引当金否認	77	63
長期インセンティブ引当金否認	0	0
減価償却超過額	67	73
金融商品取引責任準備金	0	0
その他	8	7
繰延税金資産小計	613	682
評価性引当額	△225	△237
繰延税金資産合計	388	444
繰延税金負債		
資産除去債務	49	35
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債の合計	50	35
繰延税金資産の純額	337	408

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から4～5年と見積り、割引率は0.2～0.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	70百万円	203百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	132	—
時の経過による調整額	0	1
期末残高	203	204

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
残高報酬（注1）	14,703	15,242 百万円
成功報酬（上場株式運用）（注2）	772	2,342
成功報酬（プライベート・エクイティ） （注3）	874	409
その他	14	11
合計	16,364	18,005

- （注1）残高報酬のうち、当事業年度においては、委託者報酬にかかるものが8,637百万円、投資顧問料収入にかかるものが6,604百万円それぞれ含まれております。前事業年度においては、委託者報酬にかかるものが8,442百万円、投資顧問料収入にかかるものが6,260百万円それぞれ含まれております。
- （注2）成功報酬（上場株式運用）のうち、当事業年度においては、委託者報酬にかかるものが2,279百万円、投資顧問料収入にかかるものが63百万円それぞれ含まれております。前事業年度においては、成功報酬（株式運用）のうち、委託者報酬にかかるものが725百万円、投資顧問料収入にかかるものが47百万円それぞれ含まれております。
- （注3）成功報酬（プライベート・エクイティ）のうち、当事業年度においては、投資顧問料収入にかかるものが409百万円含まれております。前事業年度においては、投資顧問料収入にかかるものが874百万円含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	アイルランド	アジア	その他	合計
13,074	1,401	54	1,834	16,364

（注） 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	3,729	投信投資顧問業

（注） ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	アイルランド	アジア	その他	合計
14,144	1,541	158	2,161	18,005

（注） 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	4,082	投信投資顧問業

（注） ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	(被所有) 直接 100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払 (注1)	526	その他未払金	133
							運用報酬等の受取 (注1)	2,186	未収投資顧問料	358
							配当金の支払	3,800	—	—
							私募の取扱手数料の受領 (注1)	0	前受収益	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有（被所 有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円） （注２）	科目	期末残高 （百万円） （注２）
同一の親 会社をも つ会社	スパークス・ グリーンエナ ジー&テクノ ロジー株式 会社	東京都 港区	25百万円	再生可能エ ネルギーに おける発電 事業及びそ のコンサル ティング	なし	本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	6	未収入金	1
						業務の委託	業務委託報 酬の支払 （注１）	2	その他未 払金	1
	スパークス・ アセット・ト ラスト&マネ ジメント株式 会社	東京都 港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報 酬の受取 （注１）	7	未収入金	1
						本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	2	未収入金	0
	スパークス・ A I & テクノ ロジーズ・イ ンベストメン ト株式会社 （注３）	東京都 港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報 酬の受取 （注１）	0	未収入金	0
						本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	2	未収入金	0
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル	4,230百万 韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファ ンドの運 用・管理の 委託	運用報酬等 の受取 （注１）	9	未収投資 顧問料	1
						業務の委託	業務委託報 酬の支払 （注１）	416	その他未 払金	89
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港 特別行政 区	3,100千 香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報 酬の支払 （注１）	151	その他未 払金	36
						業務の委託	業務委託報 酬の支払 （注１）	67	その他未 払金	0
	SPARX Asia Capital Management Limited	英国領 ケイマン 諸島	44,001千 米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファ ンドの運 用・管理の 委託	運用報酬等 の受取 （注１）	79	未収投資 顧問料	8

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注１） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- （注２） 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。
- （注３） スパークス・A I & テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年4月1日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	（被所有） 直接 100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払 (注1)	541	その他未払金	168
							運用報酬等の受取 (注1)	1,456	未収投資顧問料	237
							配当金の支払	4,300	—	—
							私募の取扱手数料の受領 (注1)	0	前受収益	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注2） 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注2）	科目	期末残高（百万円）（注2）
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	9	未収入金	2
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注1）	2	その他未払金	1
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注1）	7	未収入金	1
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	3	未収入金	1
	スパークス・インベストメント株式会社（注3）	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注1）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	3	未収入金	1
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注1）	17	未収投資顧問料	4
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注1）	627	その他未払金	219
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払（注1）	162	その他未払金	44
	SPARX Asia Capital Management Limited	英国領ケイマン諸島	44,001千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注1）	111	未収投資顧問料	29

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- （注2） 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。
- （注3） スパークス・A I & テクノロジーズ・インベストメント株式会社は2025年4月1日付でスパークス・インベストメント株式会社に社名変更しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）		当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）	
１株当たり純資産額	243,903円80銭	１株当たり純資産額	280,319円05銭
１株当たり当期純利益金額	108,194円82銭	１株当たり当期純利益金額	122,448円30銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１． １株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 （2025年３月31日）	当事業年度末 （2026年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	12,195	14,015
純資産の部の合計額から控除する金額 （百万円）	—	—
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	12,195	14,015
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

２． １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）	当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）
当期純利益（百万円）	5,409	6,122
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	5,409	6,122
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

① 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
資本金の額 342,037百万円（2025年3月末日現在）
（略）

<再信託受託会社の概要>

名 称 株式会社日本カストディ銀行
資本金の額 51,000百万円（2025年3月末日現在）
（略）
（略）

② 販売会社

名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

<訂正後>

① 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
資本金の額 342,037百万円（2026年3月末日現在）
（略）

<再信託受託会社の概要>

名 称 株式会社日本カストディ銀行
資本金の額 51,000百万円（2026年3月末日現在）
（略）
（略）

② 販売会社

名称	資本金の額 (2026年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2026年6月19日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月3日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・日本株L&Sファンド（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・日本株L&Sファンド（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ

り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。